

様式第1号（第3条関係）

【足立区地域保健福祉推進協議会「子ども支援専門部会」】会議録

会議名	足立区地域保健福祉推進協議会「子ども支援専門部会」 (令和7年度第2回)
事務局	子ども家庭部 子ども政策課
開催年月日	令和7年12月16日（火）
開催時間	午後2時～
開催場所	足立区役所 12階会議室 1205AB
出席者	（計23名） (部会員) 齊藤多江子、小林尚子、片野和恵、西方榮、馬場新太郎、石鍋一男、 山口真弘、笠井健、荒井広幸、神保義博、楠山慶之 (特別部会員（意見表明者）) 小谷博子、小林昇、田島のぞみ、住谷恵子 (事務局) 中島子ども政策課長 (関連部署) 齊藤保育・入園課長、樋口私立保育園課長、 小田川幼稚園・地域保育課長 久保田学童保育課長、小森こども家庭相談課長、 濱田子どもの貧困対策・若年者支援課長、 西島青少年課長（敬称略）
欠席者	中嶋篤子、高祖常子、三浦昌恵
会議次第	別紙のとおり
資料	議事内容（議事要点・決定事項・調査事項・問題点・特記事項・次回予定・その他） 1 審議・調査事項 (1) 家庭的保育事業の認可手続き及び利用定員の確認について （幼稚園・地域保育課） (2) 居宅訪問型保育事業の利用定員の確認について （幼稚園・地域保育課） 2 報告事項 (1) 令和8年度あだち放課後子ども教室の民間事業者への委託に関する進捗状況について

	<p style="text-align: right;"><青少年課ほか></p> <p>(2) 令和6年度あだちっ子歯科健診の実施結果について <子ども政策課ほか></p> <p>(3) 「子育て家庭訪問事業」及び「子育て支援アプリ」の実施について <子ども政策課></p> <p>(4) こども誰でも通園制度実施に向けた論点について <保育・入園課ほか></p> <p>(5) 足立区民設学童保育室の選考状況について <学童保育課></p> <p>(6) 学童保育室及び放課後子ども教室運営業務委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について <学童保育課ほか></p>
そ の 他	

様式第2号（第3条関係）

（審議経過）

中島子ども政策課長

皆さん、こんにちは。

定刻前ではございますが、皆様おそろいになりましたので、始めさせていただきたいと思います。

本日はお忙しい中、足立区地域保健福祉推進協議会子ども支援専門部会に御出席いただき、ありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、子ども政策課長の中島でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

以降、着座にて進めさせていただきます。

初めに、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は事前に郵送させていただいておりますが、お持ちでしょうか。

また、本日机上に配付させていただいた資料については2点ございます。別紙1、子ども支援専門部会の委員名簿と、別紙2、事前質問の回答一覧表、こちら3ページになっております。

このほかに閲覧用として、第3期足立区子ども・子育て支援事業計画がございます。こちらのブルーの冊子でございます。

以上が本日の資料でございます。

続きまして、委員の交代の御報告をさせていただきます。お手元の委員名簿を御覧ください。

恐縮ではございますが、お名前をお呼びしますので、その場で御起立をお願いいたします。

足立区民生・児童委員協議会より小林昇様です。

小林様におきましては、首藤広行様の後任として、本日から御参加いただきます。

続きまして、部会員の区職員に交代がありましたので御報告いたします。

あだち未来創造室長の神保義博でござい

ます。

岩松朋子の後任として、本日から参加いたします。

部会員並びに特別部会員の御紹介は以上になります。

議事の進行につきましては、従来どおり審議調査事項と報告事項のみ事務局より説明いたします。

情報連絡事項に関する案件は、事前に御覧いただいていることを前提に説明を割愛させていただきますが、一括質疑のお時間を設けさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまより子ども支援専門部会を開催いたします。

この専門部会は、足立区地域保健福祉推進協議会「子ども支援専門部会」設置要綱第5条第1項により、過半数の出席により成立いたします。

現在、過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

また、本日の会議は、足立区地域保健福祉推進協議会公開要綱に準じて、傍聴席を御用意しております。会議中は録音、写真、ビデオ撮影は禁止となっておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

本日は2名の方、傍聴にいらっしゃいます。

なお、会議録作成のため事務局で録音をさせていただいております。恐れ入りますが御発言の際は、お名前をいただいてからお話をください。

それでは、早速ですが齊藤部会長、議事の進行をよろしくお願ひいたします。

齊藤部会長

こんにちは、本日もよろしくお願ひいたします。

では、早速始めさせていただきます。

本日の案件は、審議・調査事項が2件、報告事項が6件、情報連絡事項が6件となっております。

会議終了時刻は午後4時を予定しております。各項目の御審議に当たりまして、委員の皆様の御協力をよろしくお願ひいたします。

議事の進行につきましては、審議・調査事項と報告事項のみ、事務局より説明いただきます。また、各案件に対する事前質問への回答は、その都度御説明いただきます。

それでは、審議・調査事項（1）家庭的保育事業の許可手続き及び利用定員の確認について、小田川幼稚園・地域保育課長より説明をお願いいたします。

小田川幼稚園・地域保育課長

それでは、家庭的保育事業の認可手続き及び利用定員の確認について御審議をお願いいたします。

初めに、現行事業者が定年により引退するに当たりまして、保育補助者でありました藤浪七恵氏に事業を継承させるための認可手続となります。

区が審査した結果、藤浪氏の事業所は別紙2ページ目に記載のとおり、認可基準に適合していることを確認しております。

なお、事業継承者の藤浪氏は令和6年10月の選定審査会において、厳正な審査を受け、事業継承者として適格と認定されており、認可年月日は令和8年4月1日を予定しております。

次に、利用定員を5名にすることにつきましても、別紙に記載のとおり、職員配置基準、保育室面積等適合していることを確認しておりますので、本件について御審議いただきますようお願い申し上げます。

齊藤部会長

ありがとうございました。

それでは、この案件について、御意見等ございますでしょうか。

小林委員。

小林尚子委員

民生・児童委員の小林と申します。よろしくお願ひいたします。

家庭的保育事業の継承に当たっての審査結果で、得点率が75%のところに、子どもの事故防止や環境への配慮について理解ができたかというところがあるのですが、私が思いますには、お子様を預かるに当たっては、すごく事故防止とか、それから環境への配慮というのは、ほかもみんな大切なことは思うんですけれども、特に事故に対しては、きちんと理解した上でないと、お任せするのにはちょっと心配なことではないかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。お聞きしたいです。

小田川幼稚園・地域保育課長

御指摘のとおり75%と他の科目と比較して得点率が低くなっていますが、今回、おおむね7割を満たしている場合は、事業継承者として承認すると考えておりましたので、今回はこのような結果になっておりますが、引き続き保育の実習に関しましては、安全配慮に特化して、本人には注意を喚起してまいりたいと思っております。

小林尚子委員

よろしくお願ひします。7割の中での75%というのは、そんなに高くはないなというのでちょっと気になりました。ありがとうございます。

齊藤部会長

この実習の評価というのはどういう形でつけられているのか。あまり細かくというよりは、どのようにつけているのか教えてもらえますか。

小田川幼稚園・地域保育課長

区の指導検査等を行う保育士もありますし、あと私たちの課にも指導担当の保育士がありますので、そういう職員が採点をしているところでございます。

齊藤部会長

評価基準があって、そこでチェックをしているという形ですかね。

小田川幼稚園・地域保育課長

そうです。保育ママによる家庭的保育、常に巡回指導等行っていますので、年に一度指導検査も行っていますので、それに照らし合わせて評価させていただいております。

齊藤部会長

ほかに御意見ありますか。

片野委員。

片野委員

今の案件で1つ質問させていただきたいんですが、調理室、給食についてなんですが、場所がグリーンパーク鹿浜というマンションでしょうか。その中で調理をする場合、保健所の基準とか、そういうものはいかがなっているんでしょうか。

小田川幼稚園・地域保育課長

こちらグリーンパークなのでマンションになっております。自園調理ということなので、もちろん保健所等のほうにも届出等は行

っております。

片野委員

これは、ふだんは居住している部屋とは違う部屋を借りてということ。

小田川幼稚園・地域保育課長

そういうことになります。

片野委員

分かりました。ありがとうございます。

齊藤部会長

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。御質問等大丈夫ですか。

では、特にこれ以上質問はないということですが、本案のとおり進めていくという形で異議ありませんでしょうか。よろしいですかね。

では、異議ないものとして進めさせていただきます。

では、次に審議・調査事項の（2）居宅訪問型保育事業の利用定員の確認について、小田川幼稚園・地域保育課長より説明をお願いいたします。

小田川幼稚園・地域保育課長

続きまして、居宅訪問型保育事業の利用定員の確認について御審議をお願いいたします。

本事業は、令和8年4月から、疾病または障害等により医療的ケアが必要なため、集団による保育の利用が困難なお子さんを対象として、その居宅において保育を行う居宅訪問型事業を実施するためのものとなります。

当該事業者が国の定める運営基準を満たし、公費による給付の対象事業とするため、

本協議会にて確認の手続を行うものとなります。

非営利活動法人フローレンスにつきましては、区が審査した結果、職員配置、財務状況等が定める運営基準に適合していることを確認しましたので、利用定員を申請のとおり、保育者1名につき乳幼児1名で確認することが妥当であると判断いたしましたので、本案について御審議いただきますようお願い申し上げます。

齊藤部会長

ありがとうございました。

それでは、この案件について御意見等ござりますでしょうか。よろしいですか。

特にはありませんか。大丈夫ですか。

特にはなさそうですけれども、よろしいですか。

では、この案件のとおり進めていくということで異議なしということでよろしいですかね。

では、異議ないものとして進めさせていただきたいと思います。

では、次に報告事項に入りたいと思います。

報告事項（1）令和8年度あだち放課後子ども教室の民間事業者への委託に関する進捗状況について、西島青少年課長より説明をお願いいたします。

西島青少年課長

報告事項の4ページを御覧ください。

令和8年度あだち放課後子ども教室の民間事業者への委託に関する進捗状況についての御報告でございます。

あだち放課後子ども教室につきましては、全67の小学校で実施しているものです。今、全学年、平日全曜日の実施を目的としておりますけれども、7割程度の学校で利用の学年

を限定したり、曜日のほうを限定しているような状況がありました。

その要因につきましては、3つ挙げさせていただいておりますけれども、従事スタッフの高齢化ですとか、新しいスタッフの確保が困難ですとか、場所の確保、教室等の場所の確保が困難という、そんな理由が挙げられます。

特に1、2につきましては、運営のほうを地域住民からなる実行委員会の方々にやつていただいていますので、こちらを事業継続の課題として挙げられましたので、民間事業者への委託化の検討に着手した、そんな経緯でございます。

民間委託化の対象校ですけれども、放課後というところで、学童保育との親和性があるということで、まずは校内学童がある35校を委託化の対象として検討しました。その中で、指定管理が運営している学童保育が13校ありましたので、こちらを対象とし、そのうち指定管理の契約期間が満了となる令和8年度をもって、令和7年度末に満了となる5校を対象として、まずはモデル的に実施しようということで、動き始めました。

5校の実行委員会と協議したところ、3校の実行委員会で民間委託化の了承を得ましたので、こちらにつきまして令和8年度から委託化のモデル事業を実施するものとなります。

項目3のところ、プロポーザルの結果ですけれども、こちらにつきましては、学童保育課とともにプロポーザル方式での事業者の選定を行いまして、千寿第八小学校、大谷田小学校、東栗原小学校、島根小学校、中島根小学校のうち、上3つにつきまして事業者が決定したというところでございます。下の島根小学校、中島根小学校につきましては、実行委員会形式で、引き続き令和8年度につい

ても運営を行うということになっております。

こちらに向けたスケジュールですが、項番4にございますけれども、令和8年度対象校、先ほどの3校につきましては、年が変わらましたら契約のほうを事業者と締結しまして、2月、3月で引継ぎ、4月から委託による運営が開始されます。令和9年度の対象校につきましても、現状、各実行委員会で協議をしているところでして、委託化について進めていくように協議をしているところでございます。

令和9年度以降の対象校については、項番5に記載がありますけれども、令和9年度、千寿小学校、綾瀬小学校、江北小学校の3校です。令和10年度につきましては、新田学園、亀田小学校、鹿浜未来小学校の3校が対象となっております。今後、実行委員会と委託化について研究をしていく、そんな状況でございます。

7ページ以降はプロポーザル事業者の選定のときの結果、一次、二次ということで記載がありますので、併せて御確認いただければと思います。

また、事前に御質問いただいておりますので、こちらについても回答させていただきます。

事前質問表の別紙2のナンバー2のところを御覧ください。

田島委員のほうから、スタッフが引き続き従事することが可能かというところでありますけれども、こちらについては記載のとおりですけれども、長年スタッフが従事いただいた方につきましては、民間事業者のほうと面接等を行っていただくことになりますけれども、希望する方については可能な限りスタッフとして採用したいというような、そんな御意向も事業者のほうからいただいてお

りますので、引き続き希望する方については、スタッフとして残っていただきたいというところの思いで動いております。

また、メリット、デメリットにつきましては、先ほどの課題、1つ目、2つ目、そちらについて課題解決というところを図っております。あと、逆にデメリットとしましては、金額が委託化になりますので少し高額になってくるというような、そんなデメリットがございます。

私からは以上です。

齊藤部会長

ありがとうございました。

では、次に報告事項（2）令和6年度あだちっ子歯科健診の実施結果について、中島子ども政策課長より説明をお願いいたします。

中島子ども政策課長

それでは、16ページをお開きください。

令和6年度あだちっ子歯科健診の実施結果について、御報告いたします。

4歳から6歳の全ての子どもを対象に歯科健診を実施して、虫歯の早期治療、発見、処置を把握しているところでございます。

項番1番の施設参加率と受診率については御覧のとおりで、受診率は微増となっております。

次のページ、17ページの図2を御覧ください。

これは乳歯に虫歯がある子どもの割合になります。御覧のとおり、平成27年から実施している取組なんですが、右肩下がりで下がっているような状況です。ただ、1点だけ年少児、4歳児なんですけれども、令和5年から6年にかけてポイントがちょっと上がってしまったという状況がございます。

（2）の10年間の成果と課題になります。

これにつきましては、右肩下がりで下がっているところではございますが、区立保育園と公設民営園につきましては、令和5年から6年にかけて微増になっているような状況でございます。

続きまして、18ページを御覧ください。

年齢別に3年間同一の子どもたちを追った結果になります。例えば、左側平成27年4, 038名、16.5%の方々が、5歳、6歳に成長すると虫歯の割合が高くなっていくということが分かります。

その下について、令和3年、令和4年との割合はだんだん減ってきてていることが、これを見ていただくと分かります。

今後の強化のポイントとしましては、4歳から5歳になるにつれて、虫歯になる割合が高いですので、増加を防ぐというのが目的になるかと思います。

先ほども申し上げましたように、新たな虫歯をつくらないことと、できてしまった場合は治療することを目的に実施したいと思っています。

ページをめくっていただき、19ページになります。

参考に記載させていただきましたが、23区の順位につきましては、令和4年、最下位だったんですけれども、若干ではございますが、22位、21位と上昇傾向でございます。こちらの詳細については別紙を御覧いただければと思います。

今後の取組として、(1)のウの中に、園歯科医モデル事業というのを実施しております。園歯科医がいることによって、相談しやすい、注意してもらいやすい、そういうものがございますので、こちらの充実を図つてまいります。

現在のところは、令和6年は7園で実施しているところでございますが、できれば、令

和9年までに全園展開に向けて事業を展開したいと思います。

続きまして、20ページになります。

虫歯の予防に係る未通園児の方々にどうやったら受診していただけるかという取組の中で、分かりやすい表記というようなお話があります。最近では外国人の方も増えていますので、外国語対応のチラシを入れるなど対応を図っていきます。

詳しくは別紙を御参照いただければと思います。

次に、別紙2の事前質問一覧を御覧ください。

項番3番になります。田島委員からいただきました10年間の成果と課題について、令和6年度は区立園・公設民営園の虫歯の罹患率が増えています。その要因について、区としてどのように分析されますかというお話になります。

正直なところ、何で増えているかは、なかなか捉えづらいところにございます。区立園は多様な他者を受け入れているというところもございますが、ほかの園と比べて左右の下の奥歯に虫歯が増えているということがございました。

その要因としては、仕上げ磨きがうまくできていないんじゃないかな。そういったところから増えている傾向が見受けられると思っております。仕上げ磨きにつきましても、区立園では実施するように指導しておりますので、今後、成果が現れるといいなと思っていますところでございます。

齊藤部会長

ありがとうございました。

次に、報告事項(3)「子育て家庭訪問事業」及び「子育て支援アプリ」の実施について、中島子ども政策課長より説明をお願いし

ます。

中島子ども政策課長

ページが21ページを御覧ください。

まず、1つ目は子育て家庭訪問事業についてです。

子育て家庭訪問事業は、赤ちゃんが生まれてから3か月ぐらいにつきましては赤ちゃん訪問事業で、区の職員と関わる時間があります。また、1歳6か月については区の健診で関わる機会はありますが、その間というのが、子育てに最も重要な期間で、この期間に区と関わる機会をつくるということで、訪問事業を実施する形になります。

対象としては5か月から1歳4か月で、全体としては4,000世帯になります。大体毎月1回程度行って、年間で10回訪問する事業になっております。

こちらについては、訪問することによって、子育てのよろず相談やお悩み相談、これがメインで、プラスアルファで訪問時に絵本を配付するチケットをお渡しするというような事業も展開しております。

そういったことで、悩み相談であるとか、または子どもたちの識字率、本に触れ合う機会などを増やしていきたいと思っているところでございます。

訪問件数、次の22ページになりますが、訪問件数については、10月末の数字で大変申し訳ありません、1,300件の訪問件数になっております。

実際に訪問するに当たっては、事業者と、あと区の職員のハイブリッドで実施しております。実際に御家庭に訪問して、お悩みを聞いた中で、必要な支援につなげていくなどを実施しているところでございます。

続きまして、22ページの後半の子育て支援アプリになります。

こちら、10月1日から子育て支援アプリを開設しております。これまでんしん子育てナビというナビゲーション、ウェブデータを使っていましたところですが、パッケージであるアプリに変更しております。

もともとは予防接種のスケジュール管理であるとか、健康診断、成長記録、そういうことが入っていたナビだったんですけども、これに加えて、提供等の中で、子育てサービスやイベント情報であるとか、各種情報のプッシュ通知などが搭載されているものになります。

現在、23ページ御覧いただいて、まだまだアプリのダウンロードが少ない状況ではございますので、PRを強化して、多くの方に使っていただきたいと思っています。

24ページにつきましては、1番でお話した子育て家庭訪問事業のフロー図と25ページにつきましては、アプリの画面になっています。

私からは以上です

齊藤部会長

ありがとうございました。

では、次に報告事項（4）こども誰でも通園制度実施に向けた論点について、齊藤保育・入園課長より説明をお願いいたします。

齊藤保育・入園課長

それでは、こども誰でも通園制度の実施に向けた論点について御報告をさせていただきます。

こちらの制度ですけれども、項目1に書かせていただきましたが、令和8年度から全国の自治体で実施が決定している事業となります。

やる目的ですが、全ての子どもの育ちを応援して、保護者のライフスタイルにかかわら

ない形で支援を強化する目的で制度化されたものになります。

今後の論点ということで2番にまとめさせていただきました。

国から示されている想定と今後それを基にして足立区がどのように実施していくべきなのかといったことをまとめさせていただいているものになります。

対象児童についてですが、若干動きがあつたものについては、この場で御説明させていただきながら進めさせていただきます。

対象児童につきましては、国が生後6か月から満3歳未満の未通園児というような想定で提示されていますが、足立区としては2歳児、満3歳になった年度の3月末までお子様をお預かりできるよう今、制度を設計して進めているところでございます。

利用料につきましては、1時間300円ということで示されております。こちらについては、9月、10月で別の審議会にてお諮りさせていただきましたが、無償化相当ということで答申を頂戴しておりますので、区といいたしましても無償化相当で事業実施を始められたらと考えているところです。

そして、利用時間につきましては、国のほうから児童1人当たり月10時間までということで示されてございます。こちらについては、やはりより多くの児童をお預かりしたいという思いから、ひとまず来年度につきましては、月10時間でスタートができればいいなと考えているところです。

実施事業所につきましては、今現在、募集をしているところでございます。

次の27ページを御覧ください。

利用形態です。国のほうから示されている方法としては3つございます。

まず、定期利用として、特定の事業者を継続して使っていただく方法。そして、2つ目

は、利用者がその都度事業者を変えて、自由に使っていただく方法。そして、3つ目が1番と2番を組み合わせて使える形で制度設計されています。

足立区といたしましては、1番の特定の事業者を継続して利用していただくことが、子どもの育ちのためには適しているのではないかという考え方の下、今、設計を進めているところでございます。

利用方法につきましては、国のほうが総合支援システムという専用のシステムを用意してくれております。こちらについては、導入の可否を最終的に検討しているところでございます。

その他といたしまして、お子さんを長時間お預かりした場合には、給食の時間も生じてくるかと思いますので、アレルギー対策等の課題をクリアしながら、検討してまいりたいと思っております。

スケジュールにつきましては、項番3に示させていただきました。冒頭言いましたとおり、4月から事業開始となりますので、今後も詳細なことを決めながら進めていきたいと考えてございます。

これについて、田島特別部会員から質問を4ついただいております。

まず、4番、対象年齢について御質問いただきました。

生後6か月からではなく、より早い月齢から使用したほうが、保護者の負担軽減につながるのではないかという御質問をいただきました。

これにつきまして、国としては安全面であるとか、家庭で得られない環境とか経験を子どもに与えるという考え方の下、示されている年齢になります。区といいたしましてもゼロ歳6か月からが妥当だと考えているところでございます。

ゼロ歳6か月までのお子さんにつきましては、区の制度といたしまして、定期健診やこんなちは赤ちゃん訪問事業等の伴奏型支援もございますので、そういうところから保護者の支援をしていきたいなと考えてございます。

そして、2つ目でございます。見込み数について御質問をいただきました。

具体的な見込み数につきましては、対象となる世帯については、今、約3,800人と想定してございます。過去に行ったアンケートでは、そのうち46%強が利用したいという御回答をいただいておりますので、区としては今現在、1,800人を想定しているところでございます。

続きまして、時間数について御質問いただきました。子育て当事者からは10時間では短いと感じるのではないかという御質問です。

こちらについては、私どもも様々御意見をいただいているところでございます。全国的な保育士不足であるとか、制度開始直後であることを踏まえて、区においても10時間からスタートさせていただきたいなと考えております。時間数を増やしてしまうと、どうしても利用できる方が少なくなってしまうということもございますので、一旦はやはりより広く多くの方に制度を利用していただきたいという思いから、10時間でスタートさせていただきまして、利用実態を見ながら時間数については今後変更もしていきたいと考えてございます。

そして、最後の御質問です。ターゲット層、メインターゲットはどのような世帯を想定されているのかという御質問なんですねけれども、回答のとおり今、3つターゲットがあると考えてございます。

家庭内で保育をしていて、定期的に保育所

に通わせることで、子どもの成長を促したい世帯。そして、2つ目が孤立感や不安感を解消したい世帯。そして、3つ目が幼稚園入園に向けたプレ保育として利用を希望する世帯をターゲットに考えてございます。

私からは以上となります。

齊藤部会長

ありがとうございました。

次に、報告事項（5）足立区民設学童保育室の選考状況について、久保田学童保育課長より説明をお願いします。

久保田学童保育課長

それでは、28ページを御覧ください。

学童保育室の待機児童を解消するため、民設の学童保育室の募集を行いました。

応募しました地域は、項番2にございます千住や綾瀬といった需要が多い地域を中心に公募をしてまいりました。

ページをおめくりいただきまして、29ページ、こちらに6つの小学校の地域で各1つずつ学童保育室を開設するように事業者を選定しているところでございます。

（2）に選定理由を挙げてございますが、多様な体験プログラムなどが評価されて上記の事業者を選定しております。

4番、選定までの経緯についてはお示しのとおりです。

30ページの5番を御覧ください。

今回、区が公募した以外に千住橋戸町に開設されますマンションの開発に伴いまして、1階部分に学童保育室も同時に整備される予定となっております。こちらも同じく開設時期は8年4月1日を予定しております。

31ページ以降につきましては、プロポーザル時の選考結果となっておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上でございます。

齊藤部会長

ありがとうございました。

次に、報告事項（6）学童保育室及び放課後子ども教室運営業務委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について、久保田学童保育課長より説明お願ひします。

久保田学童保育課長

こちらにつきましては、先ほど青少年課から報告がありました1番の報告と関連するものでございます。

項番3のところ、上から3つの小学校が学童保育室と放課後子ども教室と一緒に運営する事業者の選定、4番、5番につきましては、来年度は別々の事業者で運営しますので、今回のプロポーザルでは学童保育室、こちらの部分のみ選定をさせていただいております。

ページをおめくりいただきまして、項番4にそれぞれ特定した相手方、項番5に提案価格の限度額を記載しております。千寿第八小だけ金額が高いですが、こちらは学童保育室が2クラスございますので、その分の価格となっております。

今回の特定の経緯、それから評価ポイントについては、お示しのとおりとなっております。

また、41ページ以降は、今回プロポーザルの詳細結果になっておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

私からは以上でございます。

齊藤部会長

ありがとうございました。

報告事項の説明が終わりましたので、報告事項についての質疑の時間を設けさせてい

ただきたいと思います。

御質問等ありますでしょうか。

馬場委員。

馬場委員

あだちっ子歯科健診についてなんですか
れども、報告見るとここ数年で成果が出てき
ているということで、とてもよいことだと思
います。

たまたま私の園で先月かな、ハロー6ちゃん
という5歳児が竹ノ塚保健センターに行
って、保健の指導を受けるというのがあって、
今日、保護者からそのときにもらった、おや
つを食べていいの、食べない方がいいのとい
う表があったり、歯磨きができたら一緒に色
を塗りますというのがありまして、保護者か
らの回答を保健センターの方が取りに来て、
お話をしたんですけども、その中で幾つか
いいのがあったので書き出してきました。
「お菓子の表を持っておやつを買いに行って
います」というのですとか、「おやつを考
えながら選ぶようになりました」とか、「丁寧
に歯磨きをするようになってとてもうれし
いです」とか、そんな回答があったんです。

なので、そういう保護者への啓発というの
がすごく大事ですし、そういうちょっとした
取組の積み重ねが効いてきているのかなと
思います。

1つこの場で言うことでもないんですけど
も、要望なんですが、保育園等で歯科健
診を行った場合に、毎年園児数分の結果のコ
ピーを区のほうに送っているんですけども、ペー
パーレスの時代に枚数分というのは
ちょっとどうなのかなと、何とかペー
パーレスにできないかなと思っていまして、そこの
ところを何か検討していただければと思
います。

中島子ども政策課長

御意見いただきありがとうございます。また、うれしい意見を聞いて、この書類を持っておやつを買いに行くということで、意識が高くなってくるというのは、我々もすごくうれしく思います。

先ほど御要望いただきましたペーパーレスの件につきましては、どのような形ができるか、なるべく区のほうもペーパーレス進めておりますので、どこまでできるかというのは検討させていただいて、早めに対応できればと思います。ありがとうございます。

馬場委員

あと、誰でも通園制度のところなんですが、れども、27ページの今後の予定のところで、現在、ちょうど12月で実施事業者を募集しているところだと思うんですけれども、まだ確定はもちろんしていないところだとは思いますが、26ページの9月の想定と比較して、現在どのような感じなのかお聞かせいただけますか。

齊藤保育・入園課長

保育・入園課長です。御質問ありがとうございます。

実は減っています。今現在、11月募集現在で51施設手を挙げていただいております。ですので、想定に比べるとやはり20、30ぐらい少なくなっている結果になってございます。

齊藤部会長

そうだろうなという感じですか、減るだろうなという感じでしょうか。

馬場委員

増えることはないなとは思いましたけれ

ども。

齊藤部会長

何かその原因は分かりますか。

齊藤保育・入園課長

詳細な原因まではつかめていないんですが、やはり一番最初の募集の段階では、大まかな内容しかお伝えできていなかったので、具体的にこういうふうにやっていきますというのが出てきた段階で、少し減ったのかなという感じです。

樋口私立保育園課長

私立保育園課長です。

私立の認可保育園では、今、誰通の類型として、一般型という専用室を設けるものと、通常の保育の中に入れる方法がありまして、私立認可保育園では、とりあえず一般型、要是専用室を設けるという方法で進めているので、各事業所からはやっぱり通常保育の中で余裕活用型であればできたのになという意見もありましたので、その辺、安全を取るのか、利用を増やすのかという、今後の検討があると思うんですけれども、その辺は今後見ながら柔軟に対応できたらなと思っているところで、そういう原因があって、なかなか手が挙げられない状況なのかなと考えます。

齊藤部会長

ほかに御質問いかがでしょうか。

小林委員。

小林尚子委員

先ほどの虫歯の話ですけれども、報告事項(2)の小学校1年生の虫歯の割合が、いただいた別添資料の7ページで一覧になって

いるものを見ると、何かちょっと悲しいなというのがちょっと。具体的に本当に足立区つて下のほうなんだなというものを実感として感じまして、何かすごくがっかりするというか。

皆さん本当に取り組んでいらして、それがまた全体的にはすごく減少には来ているのに、なぜいつまでたっても下のほうにいるのか。それにはどうしたらいいのかという、何か秘策がありましたら教えていただきたいなと思います。

中島子ども政策課長

子ども政策課長です。

委員御指摘のとおり、減少傾向にはございますが、なかなか上との差は縮まっていないです。ただ、ポイントとしては1ポイント程度縮まってきているところはあります。

秘策というのは、先ほど馬場委員からもお話をありましたように、保護者の理解等も含めて、あと区立保育園、公設民営保育園でもありましたように、虫歯が増えている状況というのは、仕上げ磨きであるとか、歯磨き習慣の定着というのは大切だと思います。

私立園も含めて、保育園全園でそういった歯磨きの習慣化というのは実施しているところでございます。

また、通園していない園児もいらっしゃいますので、通園していない方へも通知を送って、歯科健診を受けてくださいというお話をしているところでございます。

いずれにしましても、親の意識を上げていくといったところが大切なというか、私事ではございますが、歯医者に行って、子どもの一覧表、上げていいおやつとか飲んでいい飲み物、例えば牛乳はいいですよ、例えばコーラは歯に悪いですよ、そういったことを意識的に保護者の方に感じていただくことで、

少しずつ変わっていく。

もう一つ、保育園の中でも国際的に豊かな方々が来ているところでございます。そういった中でおやつの習慣が日本のおやつについては甘さを控えたものが多いと思うんですけども、とにかく甘いもの食べるという生活習慣もありますので、そういったところも含めて、意識をつけていければと思っております。

齊藤部会長

ほかにいかがでしょうか。

片野委員。

片野委員

片野です。

まず、4ページの子ども教室についてなんですが、項番2番の(2)で5校の実行委員と協議し、3校で民間委託の了承を得たと書いてあるんですが、了承しなかった2校があるということだと思うんですが、了承しなかった原因は何なんでしょうか。

西島青少年課長

こちらの2校、島根小学校と中島根小学校ですけれども、モデル事業ということですので、まだほかのところの学校の様子を見たい。

要は、実行委員会が解散されることについて不安を覚えているというか、そんなお声がありましたので、3校、令和8年度から始まりますので、こちらについて現場を見ていただくとか、そういった形で対応していこうと考えております。

片野委員

ありがとうございます。

それと、もう1点なんですが、今度は29ページ、民設学童保育室の選考状況について

なんですが、こちら島根小学校のところが六月2-3-12に設置予定地がなっているんですか、かなり島根小学校から遠いような気がします。そのあたりは、なかなか物件が見つからないという話があったので、大体どのあたりまでよしとしているのか教えていただきたいと思います。

久保田学童保育課長

学童保育課長です。

今回、島根小からは少し遠いんですけれども、基本的には学区内であれば、ここで選定をさせていただいているところです。

小学校の学区内には入ってはいるので、なかなかやっぱり物件が見つけづらいというようなことがありますので、学区内で考えております。

齊藤部会長

山口委員。

山口委員

小P連の山口です。

先ほど虫歯のやつで私も2点ほどお聞きしたいんですけども、ちょっと答えをお持ちかどうか分からんんですけども、報告事項（2）の別添資料の7に小学校1年生の割合が令和2年度からまとめられております。

全体的に見ると、令和2年度からどの23区も底上げされている、なので虫歯が全体的に減ってきている傾向があるので、ここはあまり順位をどこまで気にすればいいのかなという、ただ傾向として虫歯を抑えられているので、まあまあいいんじゃないかなと思うところが1点あったなというところで、ただ、とはいはずっと足立区が下をへばっているのは、何か特別な理由があるのかなとも思

うので、例えばここをこういう令和2年度から全体的に虫歯がなくなってきたので、多分お菓子の食べ過ぎとか、外国人の方がいるからとか、何かそういう個別具体的なもののはんまり影響しないよなと思っていて、例えばうちの小学校、足立区の小学校って歯磨きしないじゃないですか。ほかの区はしていたりとか、何かそういう差があるのかないのかって御存じだったら教えていただければ。

中島子ども政策課長

子ども政策課長です。

大変申し訳ございません、ほかの区の学校で歯磨きをしているかというのは、ちょっとごめんなさい、情報としては持ち合わせていないところではございます。

順位については、委員おっしゃるとおりこだわる必要はないかなと思っておりますが、とはいえて令和4年度に最下位となっているところもございますので、10年間の成果も含めて、あえて公表をさせていただいているところであります。

山口委員

何か見つかればいいですね。ありがとうございます。

あと、2点質問をさせてください。別の報告事項でございます。

報告事項1点目、先ほど委員からも御質問があったところなんですけれども、様子を見たいとおっしゃっていた方々というのは、保護者なのか、今の事業者なのか、学校側なのか、どういった方々からの意見が強かったかということを教えていただければ、よろしくお願いします。

西島青少年課長

どういった意見というのは、民間委託化に

踏み切らないよということでおろしいですかね。

現に今、働いているスタッフの方々ですか、あとは実行委員の地域の方々です。スタッフの方、長い方だと十数年継続していただいているので、生活の一部になっているような方もいらっしゃるんです。それが続けられなくなるのではないかという、そんな不安があるということでした。

山口委員

ありがとうございます。

もう一つ、田島委員の御質問のような、そういうことを考えていらっしゃる方がいらっしゃるですね。すみません、ありがとうございます。理解いたしました。

あと、もう1点が、21ページの子育て訪問事業及び支援アプリの実施について、私が報告の内容を聞き間違えているかもしれません、報告の中に絵本の配付のところで、識字率に言及されていたような気がしております。

識字率の現在の状況がよく分かっていないんですけども、足立区って識字率が特にいいのか、悪いのか、何かそこに課題があるのであれば、これを機会にちょっと御教授願えればと思います。

中島子ども政策課長

子ども政策課長です。

すみません、識字率と口滑らせて言ってしまいましたけれども、識字率は基本的に100%になっていると思われますので、小さな頃から字に触れ合うとか、絵本に触れ合う、そういったことを説明したかったというところで理解をいただければ。

山口委員

ありがとうございます。

以上でございます。

齊藤部会長

田島委員。

田島委員

特別部会員の田島です。

皆さんがおっしゃっているあだちっ子歯科健診の報告の7ページ、小学校1年の割合で、品川区とか文京区とか練馬区の人たちが、12%まで引き下げられた要因というのはどういうふうに、足立区は品川区の方から聞いたりとか、そういうことってなさっているんですか。

ほかの区がどのようにされていたかという。

中島子ども政策課長

品川区とか文京区のなぜこれだけパーセンテージが低いかというのはこちらのほうで理由を押さえていないところではございます。

だた、全体的に恐らく御家庭での御対応というか意識がかなりあるのかなというのは

楠山委員

子ども家庭部長です。

これは私も担当の歯科衛生士に確認をして、あだちっ子歯科健診を保育園も幼稚園も一斉にやっているのってないんです、ほかの自治体では。別に品川区はそれをやっているわけじゃないです。

足立区は乳幼児の頃からこういう歯科健診を幼稚園も含めて、相当なことをやっているんですけれども、それでもやはり年齢を重ねるにつれて虫歯って増えていくんです。

小学生って結構虫歯が多くなって、それを

抑えるのってなかなか難しいんですけども、結局はやっぱり自分で磨くしかないんです。小学校、中学校に入ると、大人に歯を仕上げ磨きとか、そんなことやってもらえないです。

だから、子どもがやるしかないので、それまでの習慣をつけるということが一番大事で、特に家庭教育というのが一番重要な部分。それが家庭教育で全部やってくれない、やってくれないというと語弊がありますけれども、別の支援として保育園、幼稚園でもしっかり歯磨きの習慣をつけようということをやっていると御理解をいただければ。

小学校は当然、毎日毎日家で磨いていただければ問題ないと思いますけれども、家庭での本人の磨き方というのが一番大事。歯医者さんに行ってもよく言われますからね。

小林尚子委員

小林です。

これは虫歯がある子のあれですよね。ですので、治療した場合には、その子は虫歯が過去にあっても、治療したことによって虫歯はないというようになると思うんですけども、できれば私は小学校1年生だけでなく、中学校1年生ぐらいの自分でそういうこと、歯医者さん行って虫歯が治って、それを維持していくというようなものをちょっと見たいなというふうに、全然関係ないですけれども、ちょっと見たいなというような気持がしました。

片野委員

片野です。

私、今、小学校に勤務していますので、すごく歯の取組がいっぱいあるんですよ、足立区って。今、給食後の歯磨きも私の勤務校では復活しました。ただ、歯磨き粉はつけない、

ブラッシングしてという感じなので、どの程度効果があるかは謎ですけれどもやっております。

先日も1年生だけではなくて、1年生は歯磨きのいろいろあるんですけども、5年生も永久歯が生えてくるので、それに対しての勉強も教室でやっておりました。

ですので、歯に対してはむちやくちや力を入れているなというのが、私の感想でございます。

齊藤部会長

ほかに質問ありますでしょうか。

田島委員。

田島委員

21ページの子育て訪問事業についてなんですけれども、家庭訪問が区職員と委託業者が担当エリアを訪問と書いてあるんですけども、委託業者というのはどのような方が運営されているのかというのと。委託業者という方がどのような研修だったり、資格をお持ちなのかというところを伺いたいです。

中島子ども政策課長

子ども政策課長です。

子育て訪問事業につきましては、区と民間事業者がハイブリッドで行っているところです。ほとんどが民間事業者のエリアになっております。区の職員については会計年度職員が6人おりまして、エリアとしては、鹿浜こども園、おおやたこども園、あと本庁舎のエリアの900件程度です。

そういった中で、区の職員につきましては、保育士であったり、幼稚園教諭の免許を持っている方が担当しております。

事業者につきましては、パソナライフケアという人材派遣の事業者でございます。大田

区でこういう訪問事業の実績があるということと、応募された中で、プロポーザルで選定された事業者になります。

訪問員につきましては、子育て経験のある方ということで募集をして、その方たちに訪問時の接客であるとか、訪問ポイントなどを研修を受講した後、現場に出ていただくといった内容になっています。

小林昇委員

質問というよりは意見なんですけれども、報告事項（1）の放課後子ども教室における課題というところで、私も実行委員会というのは、やっぱりもうそろそろ限界なのかな、毎回同じ、ずっと同じ方がやっていて新しい方が入ってこないので、限界を感じている、私も入っていないですけれども、見ていて感じております。

あとは、民間委託にした場合、持続的かつ安定的にということをやっぱり主力に置いていただきたいんですが、そうするとそれはもうコストですよね、お金がある程度かけていただくことが大前提だと思います。

多分入札だと思いますので、結構みんな無理して価格を下げて提示していると思いますが、それをずっと続けていくと継続ができない可能性が考えられますので、その辺は柔軟に対応していただければと感じています。やっぱり民間はどうしても契約取りたいので低めにやるんですが、昨今の物価高騰で厳しくなっていて、突然やっぱりやめますというのが一番困ると思いますので、その辺は柔軟な検討をしていただければなと思います。すみません、意見です。

久保田学童保育課長

学童保育課長です、一言いいですか。
今回の放課後子ども教室と学童保育室と

一緒に選定をしているんですけども、入札形式ではなくて、プロポーザル形式でやっておりますので、提案の上限価格はありますが、低ければ取るというものではなく、保育の内容を中心を見て、事業者のほうを選定しておりますので、その点だけ御安心ください。

齊藤部会長

ほかに御質問ありますか。

住谷委員。

住谷委員

住谷と申します。子育て当事者として参加しております。

報告事項（3）のさっきの田島委員の質問と少し似ているところがあるんですけども、訪問するときに生後5か月から1歳4か月で、何回か訪問するということですかね。

1回目に訪問をして、次の訪問のときは、訪問する方は同じ人なのか、全く違う人なのかというのがちょっと気になりますて、伺いたいです。

中島子ども政策課長

子ども政策課長です。ありがとうございます。

訪問につきましては、5か月から1歳4か月の1年間の中で大体10回程度ということになっております。

予約については、プラウザや携帯から予約をしていただいて、予約と同時に、同じ方が訪問できるようにマッチングをしております。

ただ、混んでしまっているときなどは、違う方が訪問するということも話は聞いておりますが、基本的には同じ方になるように、なるべく確保をしていくといったところでございます。

住谷委員

自分が今、子ども4歳なのでこれを利用させていただけることはないんですけれども、もし自分がこの世代の子どもを育てていたら利用したかったなと思いまして、自分の家族以外の他者というんですかね、そんな方と触れ合える機会がこの時期ってなくって、自分の子どもの成長を外の方が見てくださるってすごく重要な機会かなと思っています。

なるべく同じ方とか、何となく1回は違う人になっちゃったけれども、また久しぶりに会ったら成長しましたね、みたいなふうに声をかけてもらえるというところがこの事業のすごく大事なところなんじゃないかなと思います。ぜひ引き続きよろしくお願ひいたします。

中島子ども政策課長

ありがとうございます。同じ方に訪問していただくように調整を図ってまいります。また、もし仮にほかの方が行った場合にも、訪問記録というのを必ず残して、次の訪問とかにつながるようにしておりますので、もしそういったときにもお伝えできるように、スムーズに訪問を受け入れられるような体制を取りたいなと思っています。

住谷委員

逆に何か嫌な方と言ったらいけないですけれども、ちょっとあんまりもう会いたくないなという方もゼロではないと思うので、それを意見聞く場とかってあるんですかね。

中島子ども政策課長

オペレーションがございますので、もしそういった方がいらっしゃったら、電話していただいて、別の方にお願いしますと言つてい

ただければ対応できるようにはなっています。

齊藤部会長

不満だけじゃなくて、利用してどうだったかみたいな声というのは、どういう形でキャッチされているんですか。

中島子ども政策課長

利用者の声につきましては、今、現時点では訪問員に話を聞いているということと、区民の声でこういう事業があつてありがたいというところが聞いております。

今後、アンケートで利用されている方、または利用されていない方も含めて、事業についてのアンケートを取って、改善を図つてしまいりたいというふうに思つております。

齊藤部会長

ほかにいかがでしょうか。大丈夫ですかね。

では、ほかに御意見ないようですので、情報連絡事項に入りたいと思います。

質疑に入る前に、事前質問の回答を事務局より説明いただきます。

別紙2の事前質問・回答一覧表を御覧ください。

情報連絡事項1、3に対する回答を濱田子どもの貧困対策・若年者支援課長から説明をお願いいたします。

濱田子どもの貧困対策・若年者支援課長

子どもの貧困対策・若年者支援課長の濱田と申します。

着座にて失礼します。

情報連絡事項(1)のアダチ若者会議について、田島委員から御質問をちょうだいしております。

内容といたしましては、参加希望者がどれくらいの人数があったかというところですけれども、倍率等の状況ということで御質問ちょうだいしております。

今回、令和6年度からアダチ若者会議を開催させていただいて、趣旨としては若者当事者の声を聞いて区政に反映させるという取組の一つとして運営しております。

今回、こちらに令和7年度実績として載せさせていただいているのが、公募型ということで、あだち広報とかSNSを通じて手を上げてきた方に参加していただいたものとして載せさせていただいております。

今回、令和7年度2回開催しております、1つは環境編ということで、区の環境基本計画の改定に伴って当事者の声を聞くということでやっております。こちら申込人数が定員15名に対して20名ということなので、倍率が1.33倍ということになっております。

あと、令和6年度の若者の声から、いわゆる自分たちの自由についていい場所、居場所が欲しいという御意見をちょうだいしたところから、今、令和7年度にどんな居場所が若者から求められているのかという趣旨で、実際に若者から声を聞く会として、居場所編ということで実施したところですけれども、こちらは10名定員に対して6名で、若干倍率に対しては0.6倍で定員に欠けているというような状況でございます。

テーマによって申込みにちょっと差が出てきているというところがあります。

こういった公募型だけではなくて、実際、高校に出向いたり、オンラインを活用した意見聴取といった形も取り入れながら、若者の声を聞いていくという取組を実施しているところでございます。

続きまして、情報連絡事項（3）、こちら

は令和5年度から実施させていただいている夏の無料化事業についての御質問でございます。

施設の無料化、例えば体育館ですとか、プール、銭湯等の施設の無料化は令和6年度から始めさせていただいているところでございますけれども、そちらの区の施設の無料化について、利用者の状況についての御質問をちょうだいしております。

他の月と比較した場合、どれほど利用状況が上がったのかといったところですけれども、各月の状況については、施設ごとに人数の細かい集計は取っていないため、お答えができないところでございます。

ただ、夏の期間、夏休みは7月21日から8月31日までの期間で、夏の無料化事業が始まったことを契機に、その期間子どもがどのくらいの利用をされているかというのを集計、各施設に取ってもらっております。

そこで、施設の無料化事業の実施する前、令和5年度と比較するとどのくらいの利用者の数が増えたのかというところについては数字として把握しております、令和5年度は、銭湯と郷土博物館については除くという形になっていますけれども、夏の期間で3万6,000人の利用者の方に御利用いただいておりますけれども、例えば令和6年度で6万3,000人、令和7年度で6万9,000人ということで、無料化をきっかけに多くの子どもたちに利用いただいているいます。

私からは以上でございます。

齊藤部会長

ありがとうございました。

それでは、情報連絡事項について、質疑の時間を設けさせていただきます。

御質問等ありますでしょうか。

田島委員。

田島委員

アダチ若者会議の参加者の方はどのような媒体の中からこれに応募したいなというか、参加したいなと思ったか分かりますか。

濱田子どもの貧困対策・若年者支援課長

主にあだち広報を御覧いただいてお申込みいただいた方が多い。ただ、それも御本人ではなくて、親御さんからこういうイベントがあるんで参加してみないかという声をかけていただいて、参加されたということが多いというふうに聞いています。

それから、御自分で使っているSNS等で足立区の例えばLINEとかを登録されている方が、たまたまそれを見て御参加いただいたというケースが多いかなと認識しております。

齊藤部会長

ほかにはいかがでしょうか。

大丈夫ですか。よろしいですかね。

ほかに御意見がなさそうですので、これにて議事を終了させていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

中島子ども政策課長

齊藤部会長、ありがとうございました。

事務局から、最後に連絡事項4点ございます。

まず、1点目につきましては、次の日程についてになります。令和8年3月17日火曜日に実施させていただきます。会場については、この1つ上のフロア、本庁舎の13階の大会議室を予定しております。

2点目については、本日の会議録についてですが、こちらは後日委員の皆様方に送付させていただきます。内容等を御確認いただき、誤り等がございましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。

3点目です。本日、お車でお越しの方につきましては、駐車券を御用意しておりますので、出口で係員立ちますので、お声がけをください。

4点目、最後になります。本日お配りしております閲覧用の計画、3期の青い計画、これについては机の上に置いていただければと思います。

それでは、本日の子ども支援専門部会を終了いたします。

どうもありがとうございました。